（参考）　補助金に係る消費税相当額の返還要否判断表（平成25年度版）

貴経営が補助金に係る消費税相当額（以下「補助金消費税」という。）を機構に納付する必要があるか否かは、次の問いにより判断してください。

※本票は、貸付契約日が平成25年4月1日以降の件について説明しています。

問1　貴経営は、平成25年4月1日以降に補助付きリース事業により物件の貸付を受けましたか

- はい → 問2
- わからない → 貸付契約書のリース事業名及び別表の貸付開始日を確認してください

問2　貸付を受けた年の消費税確定申告を行う課税事業者ですか（※）

※；法人の場合は年度

- はい → 消費税納付形態は、ア、イのどちらですか
- いいえ → 免税事業者 → 補助金消費税の返還免除

消費税納付形態は、ア、イのどちらですか

- ア　簡易課税制度を選択 → 補助金消費税の返還免除
- イ　簡易課税制度を選択していない課税事業者（いわゆる本則課税適用者）

補助金消費税の返還免除 → 必要手続

返還免除を受けるには、「消費税等課税に関する申立書」に以下の証明書類を添付し、検収日までに検収実施者を経由し機構に提出してください。

☆ 免税事業者

- 基準期間（貸付年の前々年）の課税売上 1,000万円以下の場合、基準期間の所得税青色申告書（農業所得用）の1枚目の写し、その他販売金額が分かる税務申告書の写し（販売金額が分かる部分）
- 新規設立法人で税法に則した免税事業者の場合、登記事項全部証明書

☆ 簡易課税制度選択者

- 税務署に提出した消費税簡易課税制度選択届出の写し
- 申告後、当該年確定申告書（簡易課税用）の写し

貸付契約書別表1の補助金消費税を、第1回貸付料等と共に納付してください。

・　機構に納付する額は、本則課税適用者が当該補助付きリース物件の仕入税額控除を受ける補助金に係る消費税相当額であり、返還者の負担となるものではありません。
・　確定申告後、税務署の収受印等のある消費税確定申告書（一般用）の写しを提出してください。
・　同物件を課税仕入れとして申告していない場合、所轄税務署に対し更正請求の手続きを行うことにより、当該消費税額を還付してもらえる制度があります。この制度を利用しない場合、納付額が自己負担となりますのでご注意ください。
・貸付契約日が平成25年3月31日以前の方で、平成25年1月1日以降貸付を受けた方は、平成26年2月末に機構から送付する返還請求書により機構に納付してください